

## むつ市犯罪被害者等見舞金支給要綱

令和6年12月19日

むつ市告示第229号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市犯罪被害者等支援条例（令和6年むつ市条例第41号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。ただし、警察に被害届が提出されているものに限る。
- (3) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する身体上の負傷又は疾病をいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、犯罪被害を受けた時に市内に住所を有していたものをいう。
- (5) 配偶者 犯罪被害者と婚姻関係にある者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（以下「事実上の婚姻関係にある者」という。）を含む。）をいう。
- (6) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合において、犯罪被害者の死亡時に次のいずれかに該当する者であって、犯罪被害者が被害を受けた時から継続して市内に住所を有しているものをいう。

ア 配偶者

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、

祖父母及び兄弟姉妹

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(7) 生計維持関係遺族 前号イに掲げる者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者又は第1順位遺族（第6条の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）に対して、見舞金を支給することができるものとする。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 一の犯罪被害の事案につき30万円

(2) 重傷病見舞金 一の犯罪被害の事案につき10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、同項第1号に規定する遺族見舞金の額から同項第2号に規定する重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金として、当該犯罪被害者の遺族に支給するものとする。

(見舞金の支給対象者)

第5条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害を受けた時から継続して市内に住所を有している者

(支給の順位等)

第6条 遺族見舞金の支給の順位は、第2条第6号アからウまでに掲げる順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、遺族間での協議の成立、婚姻関係又は親族関係の破綻その他特別の事情があると市長が認める場合は、この順位又は順序の限りでない。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第6号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 遺族見舞金の支給において、支給の対象となる同順位の遺族が2人以上あると

きは、その全額をそのうちの1人に支給することができるものとし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給の対象となる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給の対象となる遺族としない。遺族見舞金の支給の対象となる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(支給の申請)

第7条 見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 むつ市遺族見舞金支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類
- ア 犯罪被害者が犯罪被害を受けたときに市内に住所を有していたこと及び申請者が当該犯罪被害発生時から市内に住所を有していることが証明できる書類
  - イ 犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類
  - ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書(申請者が犯罪被害者と事実上の婚姻関係にある者である場合は、それを証明する書類)
  - エ 犯罪被害が発生したときに犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類(申請者が生計維持関係遺族である場合に限る。)
  - オ その他市長が必要と認める書類
- (2) 重傷病見舞金の支給を申請する場合 むつ市重傷病見舞金支給申請書(様式第2号)及び次に掲げる書類
- ア 犯罪被害を受けたときから継続して市内に住所を有していることが証明できる書類
  - イ 犯罪被害者の負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書
  - ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公簿等によって確認することができる場合において、その閲覧についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 見舞金の支給を申請すべき者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続きをすることができる。
- 4 見舞金の支給の申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。  
(支給の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、むつ市犯罪被害者等見舞金支給審査結果通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(支給の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がある場合。ただし、婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあつては、加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行ったと認められる場合については、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、当該犯罪行為を教唆し、幫助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行った場合
- (3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していたこと又は犯罪被害者若しくは遺族と加害者との間の親族関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合

(見舞金の請求)

第10条 第8条の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の通知を受けた者は、むつ市犯罪被害者等見舞金請求書（様式第4号）を市長に提出して見舞金の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消し、むつ市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 支給決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により見舞金の支給決定を受けたとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当するとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為による犯罪被害について適用する。

むつ市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先）むつ市長

申請者（支給対象者）

住 所

氏 名

被害者との続柄

電話番号

以下により、遺族見舞金の支給を申請します。

1 犯罪被害関係

被 害 者	(フリガナ) 氏 名	( )	
	生 年 月 日	年	月 日
	住 所	むつ市	
	死亡年月日	年	月 日
被害の発生を知った日		年	月 日
被 害 発 生 日		年	月 日
被 害 届 受 理 日 等		年	月 日 ( ) 警察署・受理番号 ( )
同順位の 遺 族	氏 名	被害者との 続 柄	住 所
被害者に係る重傷病見舞金支給申請の有無			有 ・ 無
備 考			

（裏面に続く）

## 2 添付書類（次のうち必要なもの）

添付	必 要 書 類	確認欄
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者が犯罪被害を受けたときに市内に住所を有していたこと及び申請者が当該犯罪被害発生時から市内に住所を有していることが証明できる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	申請者と犯罪被害者について婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様な事情にあった者であるときは、その事実を認める事ができる書類（該当する場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害発生時に犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類（申請者が生計維持関係遺族である場合に限る。）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	上記の他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

## 3 申請事項に係る調査等への同意（□にチェック）

- 遺族見舞金支給に係る必要な事項について、市の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに同意します。
- 遺族見舞金の申請者である私が、むつ市犯罪被害者等見舞金支給要綱第6条第1項（支給の順位等）に規定する第1順位遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）で相違ありません。また、本見舞金の申請及び受領について遺族間で異議が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけません。
- むつ市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条（支給の制限）各号に規定する場合に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

申請者（支給対象者）

（署名）

代理申請者（申請者が未成年者又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合）

●やむを得ない理由

代理申請者 住所

氏名

（署名）

生年月日 年 月 日

電話

申請者との関係

備考 申請者（支給対象者）に代わって代理申請をされる場合は、関係を証明することができる書類を添付してください。



2 添付書類 (次のうち必要なもの)

添付	必 要 書 類	確認欄
<input type="checkbox"/>	犯罪被害を受けたときから継続して市内に住所を有していることが証明できる書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	上記の他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/>

3 申請事項に係る調査等への同意 (□にチェック)

重傷病見舞金支給に係る必要な事項について、市の保有する公簿、他の支援の申請で提出した書類等により内容を確認すること及び関係機関へ照会することに同意します。

むつ市犯罪被害者等見舞金支給要綱第9条(支給の制限)各号に規定する場合に該当しません。

上記の申請内容に間違いありません。

申請者 (支給対象者) \_\_\_\_\_ (署名)

代理申請者 (申請者が未成年者又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続きができず、申請者に代わって申請手続きをする場合)

● やむを得ない理由

代理申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (署名)  
生年月日 年 月 日  
電話 \_\_\_\_\_  
申請者との関係 \_\_\_\_\_

備考 申請者 (支給対象者) に代わって代理申請をされる場合は、関係を証明することができる書類を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

むつ市長



むつ市犯罪被害者等見舞金支給審査結果通知書

年 月 日付けで申請がありました  
遺族見舞金  
重傷病見舞金  
につきましては、

下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 見舞金の支給を決定します。

支給額 円

2 次の理由により見舞金を支給できません。

(理由)

むつ市犯罪被害者等見舞金請求書

年 月 日

(宛先) む つ 市 長

申請者 (支給対象者)

住 所

氏 名 (※)

印

以下により、遺族見舞金  
重傷病見舞金 を請求します。

見舞金支給審査結果通知書の番号	第 号
支 給 決 定 日	年 月 日
種 類	遺族見舞金・重傷病見舞金
請 求 金 額	円
見舞金振込先	金融機関・支店名 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 支店 <input type="checkbox"/> 信用組合 (支店番号 )
	口座種別・番号 <input type="checkbox"/> 普通 (口座番号) <input type="checkbox"/> 当座
	口座名義人 (フリガナ) ( ) 氏 名

備考 氏名 (※) が自署の場合、押印を省略することができます。

年 第 号  
月 月 日

様

むつ市長

印

むつ市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で支給決定した 見舞金につきましては、  
下記の理由により当該支給決定を取り消しましたので、通知します。

記

取消しの理由